

「第 63 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 9 月 28 日(火) 18 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、ただ今より第 63 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始をいたします。

まず、いつものように私の方から状況を報告した後に、各局からご発言をいただきます。

次、まず、世界各国の発生状況です。世界では、約 2 億 3,000 万の方が感染をされ、475 万人の方が亡くなられています。

次、国内の発生状況になります。約 169 万人の方が感染をされ、1 万 7,475 人の方が亡くなっている状況です。

次、都内の発生状況になります。

これまで累計で 37 万 4,683 人の方が感染をされ、このうち 36 万 7,680 人の方が退院等で回復をされています。現在の入院者数につきましては 1,378 人、亡くなられた方の累計は 2,883 人という状況になっています。

次、直近の国の動きです。

本日、第 77 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされ、基本的対処方針が改定をされました。

次、直近の都の対応になります。緊急事態措置につきまして 9 月 30 日まで延長をしております。

次、各局の直近の主な対応になります。

政策企画局、9 月 16 日に 1 都 3 県でテレビ会議を実施をし、共同メッセージを発出をいたしました。

その下、総務局、飲食店等に対する施設の使用制限についての要請・命令を実施をしております。9 月 29 日時点の件数につきましては、要請 1,480 店舗、命令については 91 店舗となっております。

次、生活文化局です。東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内外国人向けに、ワクチンの副反応に関するチラシを「やさしい日本語」で作成・配布をしております。

次、産業労働局になります。9 月 13 日に、感染拡大防止協力金、9 月 1 日から 9 月 30 日実施分の早期支給分の申請受付を開始をいたしました。

また、9 月 14 日には、感染拡大防止協力金の 7 月 12 日から 8 月 31 日、そして、大規模施設等に対する協力金、6 月 1 日から 6 月 20 日分、6 月 21 日から 7 月 11 日実施分の申請

の受付を開始をしております。

その下、建設局におきましては、都道におけるテラス営業のため、道路占用許可基準を一部変更いたしました。また都立公園におけます、飲食の臨時出店の運用を一部変更しております。

その下、港湾局、同じように臨港道路におけます道路占用許可基準を一部変更、海上公園におけます公園使用の規制を一部変更しております。

その下、水道局・下水道局の欄です。水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を、令和4年3月31日まで延長いたしました。

次、教育庁です。都立学校におけます校内の感染症対策の強化と一層の徹底等を、実施しております。区市町村にも同じように対策の徹底を再周知をしたところ です。

また、中学3年生が接種可能な会場を周知する、そして、12歳以上の児童・生徒が接種可能な会場を同様に周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身につけられるよう、啓発用のリーフレットを作成し周知をしております。

次、それでは各局からご発言をいただきます。

次、まず東京都におけます、リバウンド防止措置案につきまして総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい。それでは東京都におけるリバウンド防止措置案について説明をいたします。

先ほど、政府対策本部が開催され、9月30日をもって緊急事態宣言が解除されることが決定をされました。

宣言は解除されますが、感染の再拡大を防ぐため、都としては、リバウンド防止措置を実施をいたします。

対象となる区域は都内全域、期間は10月1日0時から10月24日24時までとし、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、都民及び事業所向けに要請等を行います。

なお、10月25日以降の措置等の内容については、別途、本対策本部会議で決定をいたします。また、上記期間の終了前であっても、感染状況等に応じ、専門家の意見を聴取した上で、措置等の強化又は緩和を行うことがあります。

まず、都民向けの要請です。

特措法第24条第9項に基づき、外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することや、帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底すること等を要請をいたします。

次に、事業者向けの要請等です。飲食店等への要請ではありますが、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗について、21時までの営業時間の短縮、及び同一グループの同一テー

ブルへの店案内を原則 4 人以内とすることを要請をし、11 時から 20 時までの間、酒類の提供・持込を可といたします。

一方、点検済証の交付を受けていない、又は掲示をしていない店舗につきましては、20 時までの営業時間の短縮、及び酒類の提供・持込の自粛を要請をいたします。また、飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請をします。

イベント関連施設等及び運動施設・博物館などのイベントを開催する場合がある施設に対しまして、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、21 時までの営業時間短縮の協力を依頼します。

百貨店などの商業施設や遊技場など、参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設に対しましては、21 時までの営業時間短縮の協力を依頼します。

その他の施設の要請等ではありますが、入場整理の実施の協力をはじめ、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請をします。

イベントの開催制限につきましては、対象期間は 10 月 30 日 24 時までの 1 か月間となりますが、イベントの主催者等に対しては、表に記載のとおり規模要件等に沿ったイベントの開催を要請します。

また、営業時間の短縮について協力を依頼するとともに、業種別のガイドラインの遵守等の要請を行います。

最後に、職場への出勤等であります。

テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すことを要請をいたします。

なお、本日開催をしました感染症対策審議会におきまして、東京都における本措置案につきましては、「妥当」との意見を頂戴しております。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、飲食店等に対する協力金につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

はい。当局からは、飲食店等に対する協力金についてご報告させていただきます。

リバウンド防止措置期間におけます要請にお応えいただいた事業者の皆様方には、協力金を支給いたします。

具体的には、10 月 1 日から 24 日までの間、営業時間の短縮等の要請に全面的にご協力い

ただいた飲食店等に対して、売上高に応じ、一店舗当たり中小事業者には 60 万円から 480 万円、大企業には上限 480 万円の支給を予定しております。

詳細は、決まり次第お知らせをいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、次に、学校の対応につきまして教育長からお願いいたします。

【教育長】

はい。学校の対応でございます。

小中学校及び高校につきましては、夏季休業明けから、分散登校や短縮事業の実施、デジタルツールを活用したオンライン学習や、密を避ける活動の徹底などに取り組んでおります。

今般、緊急事態宣言解除後のリバウンド防止措置期間につきましては、引き続き、これまでの感染症防止に係る対応を緩めることなく、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら、学校運営を行うことといたします。

都立学校におきましては、授業は対面学習を基本といたしますが、各学校の感染状況によりましては、オンライン学習での対応も行っております。学校行事や校外活動につきましては、感染症防止対策を徹底した上で、実施をいたします。

また、部活動につきましても、休憩中や活動前後を含め、感染症防止対策を徹底した上で実施することといたします。

今回のリバウンド防止措置期間中におきましては、集団での宿泊を伴う修学旅行、あるいは、校外学習等の実施につきましては、延期といたします。

なお、修学旅行につきましては、今回のリバウンド防止措置期間終了後に、実施ができませんよう、各学校において、必要な感染症防止対策について、検討し、準備を進めてまいります。

私からは以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、都立施設等の対応につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局長】

はい。都立施設等の対応について、申し上げます。

感染の再拡大防止のため、これまで同様、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、利用者の方の入場制限を実施しつつ、三密にならない範囲で、1日の入場者数を引き上げてまいります。

なお、現在実施しております都立公園の利用制限に関しましては、路上飲み防止の観点等から継続をいたします。

以上の点につきまして、別途詳細を通知いたしますので、適切にご対応いただくよう、よろしくをお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、本日発言のある局等につきましては以上と伺っておりますが、この場で何かご発言ある方いらっしゃいますか。

よろしければ、会議のまとめといたしまして、本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

はい。今日は、第63回の、この対策本部会議でございます。

先ほど、政府対策本部が開催されまして、9月30日木曜日、明後日をもちまして、都に発出されている緊急事態宣言が解除されることが決定されました。

これまで長きにわたる、都民、事業者の皆様のご協力、医療従事者の皆様方のご尽力にしまして、改めて感謝を申し上げます。

現在、新規陽性者数、継続して減少し、医療提供体制も改善傾向であります。一方で、重症者数は減少しているものの、いまだ3桁の117名、リバウンドによります、再度の医療逼迫を避けるためにも、感染を一層抑制していく必要がございます。

こうした認識のもとで、都として、10月1日から24日までの間を「リバウンド防止措置期間」といたしまして、近隣3県ともワンボイスで連携しながら、実効性ある対策を段階的に実施をいたします。なお、この期間中におきましても、感染状況等が悪化した場合には速やかに措置等を強化しまして、また、改善した場合には段階を更に進めてまいります。

措置等の具体的内容につきましては、関係局長から報告があったとおりでございます。

長きにわたってご協力いただいている、都民、事業者の皆様方には、引き続きご負担をおかけすることになりますが、リバウンド防止のため、ご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

飲食店等に対しまして、リバウンド防止措置期間中の営業時間短縮等の要請に伴います協力金を支給するため、2,283億円の補修予算案を、本日開会いたしました都議会定例会に追加で提案することといたします。

この後、都民・事業者の皆様に対しまして、改めて呼びかけを行ってまいります。

これまでの都民、事業者、医療従事者の皆様方のご努力を水泡に帰さないためにも、引き続き感染を抑制して、何としてでも、リバウンド防止をいたしてまいります。

各局等においては、引き続き緊密に連携をして、総力を挙げて対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第63回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。